

令和元年5月27日 消費者月間シンポジウムでの挨拶
消費者支援功労者表彰 内閣総理大臣表彰を受賞して

このたび当団体が消費者支援功労者表彰の「内閣総理大臣表彰」を受章させていただくことになり、大変光栄に思っています。当団体は過去には（2011年に）「ベスト消費者サポーター章」を受章させていただいており、これに続く受章は大変重いものがあると感じています。

当団体は、2007年に内閣総理大臣に認定された「適格消費者団体」です。適格消費者団体は消費者契約法等の法律により事業者の不当な行為を差し止める権限を付与された消費者団体ですが、当団体は、適格消費者団体の中でも、一番多くの差し止め訴訟を行ってきました。

冠婚葬祭互助会の解約料条項の差し止めでは、結果的に数千万件の契約に影響を与えるような判決を獲得しました。また、クロレラチランシの配布差し止め事件では、消費者契約法の「勧誘」に不特定多数の者宛のチランシ等も含まれうるとの画期的な判決を獲得しました。さらに携帯電話のいわゆる2年縛りの解約料条項の差し止めでは1審で1件差し止め命令がだされましたが、最終的には請求は棄却されました。しかし、我々の行った問題提起がその後も総務省等で検討され、先般の電気通信事業法改正ではこの2年縛りを念頭に不当な条件での契約が禁止されることになりました。いずれも消費者の視点から問題点を指摘し、消費者個人はなかなか声をあげられない問題につき消費者に代わって事業者に対し対峙してきたと思っています。

このように、当団体は積極的に差し止め訴訟に取り組んできましたが、財政的には極めて厳しい状況で、活動はメンバーのボランティアで成り立っています。是非、今回の内閣総理大臣表彰を契機に、当団体の活動を広く知っていただき、よりたくさんの方の消費者のご支援をいただき、さらに当団体の活動を活発に行っていきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
京都消費者契約ネットワーク